

議第 117 号

下呂市公告式条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

公告式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市公告式条例の一部を改正する条例

下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例の公布） 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、下呂庁舎前掲示場に<u>掲示し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により不特定多数の者が掲示した事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとることによって行う。ただし、別に定めのあるものを除き、掲示した事項の情報に特定の個人を識別することができるものが含まれるときは、当該情報の電磁的方法による公布は行わない。</u>	（条例の公布） 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、下呂庁舎前掲示場に<u>掲示してこれを行う。ただし、天災事変等により掲示場に掲示して公布することができないときは、公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</u>
（規則の公布） 第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> 2 <u>前条第2項の規定は、規則の公布についてこれを準用する。</u>	（規則の公布） 第3条 <u>前条の規定は、規則の公布についてこれを準用する。</u>
（市長以外の機関の定める規則等の公表） 第5条 <u>第3条の規定は、教育委員会を除く市長以外の市の機関（以下「市長以外の機関」という。）の定める規則、<u>規程、告示、訓令等</u>で公表を要するものについて準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長名」とあるの</u></u>	（市長以外の機関の定める規則等の公表） 第5条 <u>第2条の規定は、教育委員会を除く市長以外の市の機関（以下「市長以外の機関」という。）の定める規則<u>又は規程</u>で公表を要するものについて準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は</u></u>

改 正 後	改 正 前
は「<u>当該機関を代表する者の氏名</u>」と、「<u>市長印</u>」とあるのは「<u>当該機関の代表者印</u>」と読み替えるものとする。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長が定める。</u>	当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 <u>市長以外の機関の定める告示、訓令等で公表を必要とするものは、公表の旨の前文、年月日及び当該機関又は当該機関を代表する者の名称又は氏名を記入して第2条第2項の例に準じて掲示場等に掲示しなければならない。</u>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第18条の改正を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する方法により行うものと</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する<u>掲示場に掲示して行うものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
する。	

【参考資料】

下呂市公告式条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

公告式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 条例及び規則の公布方法並びに告示、訓令等の公表方法にインターネットによる掲示方法を追加します。

(第2条、第3条第2項関係)

- (2) 規則の公布について、市長の署名としていたものを記名押印に改め、事務の簡素化を図ります。

(第3条第1項関係)

- (3) この条例を準用している議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会については、この条例の規則の公布方法を準用して行うよう改めます。

(第5条関係)

- (4) この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

(第7条関係)

- (5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (6) 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年下呂市条例第24号）第1条中第18条の公示送達の方法について今回の改正に併せた方法に改めます。

(附則第2項関係)